

公印規程運用細則

平成23年7月14日 制定
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
理事長

公印規程第10条の規定により、公印取扱規程運用細則を次のように定める。

第1条 公印規程第3条に定める公印の種類のほか、これに準ずるものとして
グリーンセンサネットワーク研究所長印を設ける。

第2条 公印規程第6条第2項の公印管理代理責任者（以下、「代理責任者」とい
う。）は、経理部長及び研究支援部長とする。

第3条 公印規程第7条に定める公印の押印について、稟議で承認を得た場合及び軽
微な文書については公印の押印を省略するか、又はあらかじめ公印写を転写したも
のに置きかえることができる。

ここにおいて軽微な文書とは「発注書」、「連絡文書」の他、管理責任者及び代理責
任者が公印省略して差し支えないと判断した文書をいう。

附則 本運用細則は平成23年7月14日から施行する。